

氷見市地域防災計画（原子力災害対策編）

氷見市住民避難計画

令和3年11月

氷見市防災会議

目 次

1	計画の基本的事項	
1-1	避難計画の目的	1
1-2	避難計画の位置付け	1
1-3	避難計画の基本方針	2
1-4	避難計画の前提となる事項	3
1-5	避難先の考え方	8
2	避難等防護措置の実施	
2-1	緊急事態区分等に応じた防護措置（放射性物質放出前）	10
2-2	放射性物質の放出後の防護措置	12
2-3	安定ヨウ素剤の取り扱い	13
2-4	避難退域時検査等の対応	14
3	避難等の対応方針	
3-1	UPZの圏内の地域	15
3-2	避難等の対応方法	17
4	避難等に関する情報伝達	
4-1	住民等への情報伝達	18
4-2	住民からの問い合わせに対する対応	19
5	住民の避難体制	
5-1	一時集合場所	21
5-2	避難先等	23
5-3	避難経路	26
5-4	避難退域時検査場所	28
5-5	避難誘導、確認	28
6	要配慮者の避難	
6-1	在宅の要配慮者の避難	30
6-2	社会福祉施設入所者及び病院等入院患者の避難	30
6-3	児童・生徒等の避難	31
6-4	外国人の避難	31
6-5	一時滞在者（観光客等）の避難	31
7	避難住民の支援体制等	
7-1	避難所及び救護所の開設、運営等	32
7-2	避難者への情報提供	32
7-3	健康管理とメンタルヘルス対策	32

8 資料編

8-1	志賀原子力発電所における緊急時活動レベル（EAL）	33
8-2	行政区別避難先等一覧	41
8-3	市立学校	45
8-4	市内保育所・幼稚園	46
8-5	市内社会福祉施設等	47
8-6	市内バス事業者等が保有するバス台数	50
8-7	広報文例	51
8-8	屋内退避の指示が出た場合の心得	55
8-9	非常時持ち出し品チェックリスト	56

1 計画の基本的事項

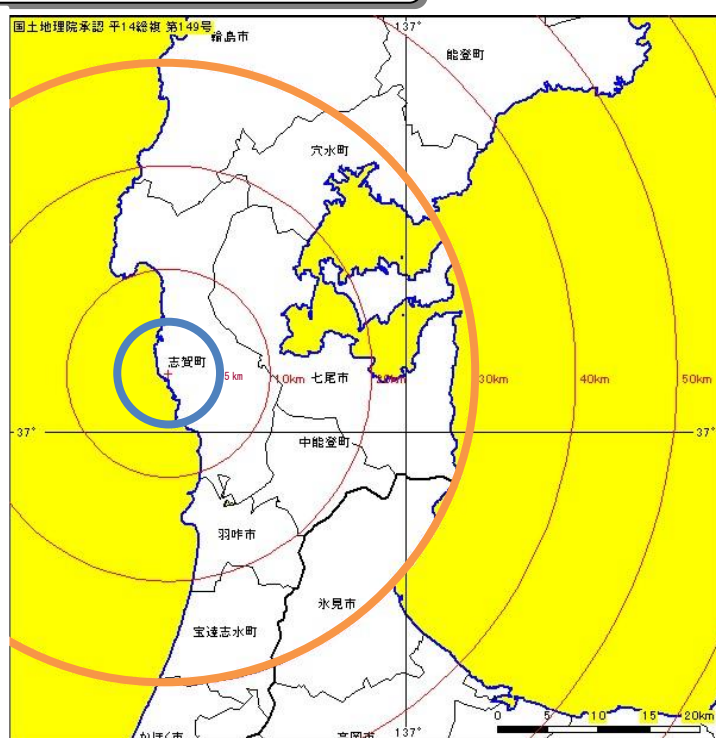
1-1 避難計画の目的

国の原子力規制委員会が事前に防災対策を重点的に行う地域を「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」として、原発のおおむね半径30km圏内に拡大したことを受け、氷見市においても、北陸電力株式会社志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）からおおむね半径30km圏内を目安として設定した。

このことから、市は、発電所において緊急事態等が発生した場合に備え、氷見市住民避難計画（以下「本計画」という。）において、住民等の円滑な避難及び防護措置について必要な事項を定めるものである。

なお、本計画は、国の防災基本計画、原子力災害対策指針、富山県避難計画要綱等が見直された場合には、必要に応じて、適宜、見直し等を行うものとする。

志賀原子力発電所周辺図



予防的防護措置を準備する区域

PAZ：原子力施設から
おおむね半径5km

緊急防護措置を準備する区域

UPZ：原子力施設から
おおむね半径30km

1-2 避難計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、氷見市地域防災計画（原子力災害対策編）の下部計画として定めるものである。

なお、本計画は、国の防災基本計画、原子力災害対策指針、富山県地域防災計画（原子力災害編）、富山県避難計画要綱、氷見市地域防災計画と連携し、これらの指標、基準等の見直しが行われた場合には、適宜、見直しを行うものとする。

1－3 避難計画の基本方針

(1) EAL・OILを踏まえた段階的な屋内退避・避難

ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）の基準に応じて、段階的な避難の実施が行われることを想定し、大量の放射性物質放出前までの避難完了を目指す。

イ 事故発生から避難完了までの緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）の各区分、運用上の介入レベル（OIL）の基準の各段階における住民等の対応方法を明示する。

(2) 状況に応じた複数の避難先の設定

避難については、空間線量率の高い地点から速やかにUPZ外へ避難することとし、原則、避難先は、UPZから近い県内西部5市とし、複合災害等で予め選定した避難先に避難できない場合等を想定し、県東部地域をバックアップの避難先とし、県全体で複数の避難先や避難ルートを設定する。

市が指定する避難所以外に避難した住民の、市災害対策本部への電話又はメールによる避難滞在先の報告を周知徹底する。

(3) 地域コミュニティの維持

避難は、地域コミュニティを維持するため、原則、行政区・自治会等を単位に避難先を設定する。また、緊急時には、発電所の状況や気象、放射性物質の拡散状況も踏まえ避難先等を決定する。

(4) 要配慮者への配慮

避難に時間が要する避難行動要支援者等の安全かつ迅速な避難を図るための対応方法を明示する。

(5) 迅速かつ確実な情報伝達体制

住民や関係機関への情報伝達が確実に行える体制を整備するとともに、避難先、避難方法を明示する。

(6) 県及び隣接自治体との連携

県が定める避難計画要綱との整合性を図り、県及び隣接自治体の広域的な連携体制を整備する。

1-4 避難計画の前提となる事項

(1) 対象となる地域

本計画の対象となる地域は、「氷見市地域防災計画（原子力災害対策編）」で定める原子力防災対策を重点的に充実すべき区域（UPZ・約30km圏）とし、下表のとおりとする。

校 区	行 政 区 名
加納	加納（谷内、※中程）
稲積	上稲積、※下稲積
上庄	※大野、泉、※中尾、上田、柿谷、七分一、中村
熊無	谷屋、新保、論田、熊無
速川	小窪、田江、早借、小久米、日詰、日名田、三尾、床鍋、葛葉
久目	久目、※触坂、※棚懸、岩瀬、老谷、見内
余川	余川
碁石	上余川、寺尾、懸札、吉懸、一刎、味川
八代	吉滝、磯辺、針木、角間、小滝、国見、胡桃
阿尾	※阿尾、指崎、森寺、北八代
菰田	※菰田、※小杉、※泊
宇波	※宇波、※脇方、※小境、※大境、白川、戸津宮、大窪、五十谷
女良	※姿、中田、※中波、※脇、長坂、平沢、吉岡、平

※印の地区は、地区の一部のみ30km内に含まれるが、当該地区全域をUPZ内として取扱いする地区。

(2) 対象者

避難等の防護措置の対象者は、原則、上記の避難対象地域の住民（13,546人・令和3年4月1日）及び、一時滞在者（旅行者や就業・就学者等）（約1,500人）とする。

(3) 避難等の防護措置

原子力災害対策指針に基づき、発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）の基準に応じて、次のとおり防護措置を実施する。

防 護 措 置 の 内 容	
屋 内 退 避	住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る。特に、病院や社会福祉施設等においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や屋内の機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であり（※）、国の事業（要 <u>配慮</u> 者等の屋内退避施設の放射線防護対策等事業（原子力災害対策事業費補助金））等を活用し、社会福祉施設等の屋内退避機能の充実強化を図る。
避難又は 一時移転	住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る。
避 難	空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれがある地点から速やかに離れるため緊急に実施する。
一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用な被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れる。
安定ヨウ素剤 の <u>配布及び</u> 服用	大気中の放射性ヨウ素の濃度が高くなるなど、これを体内に取り込む可能性がある場合、避難や一時移転等の実施と併せて安定ヨウ素剤を <u>配布及び</u> 服用し、放射性ヨウ素の甲状腺への蓄積を抑制する防護措置。

※米国環境保護庁の研究では、気密性の高い建物に避難すると20分の1から70分の1に、通常の換気率の建物に避難すると4分の1から10分の1に甲状腺線量が低減することが示されている。

(4) 事故等発生から全面緊急事態までの防護措置（放射性物質放出前）

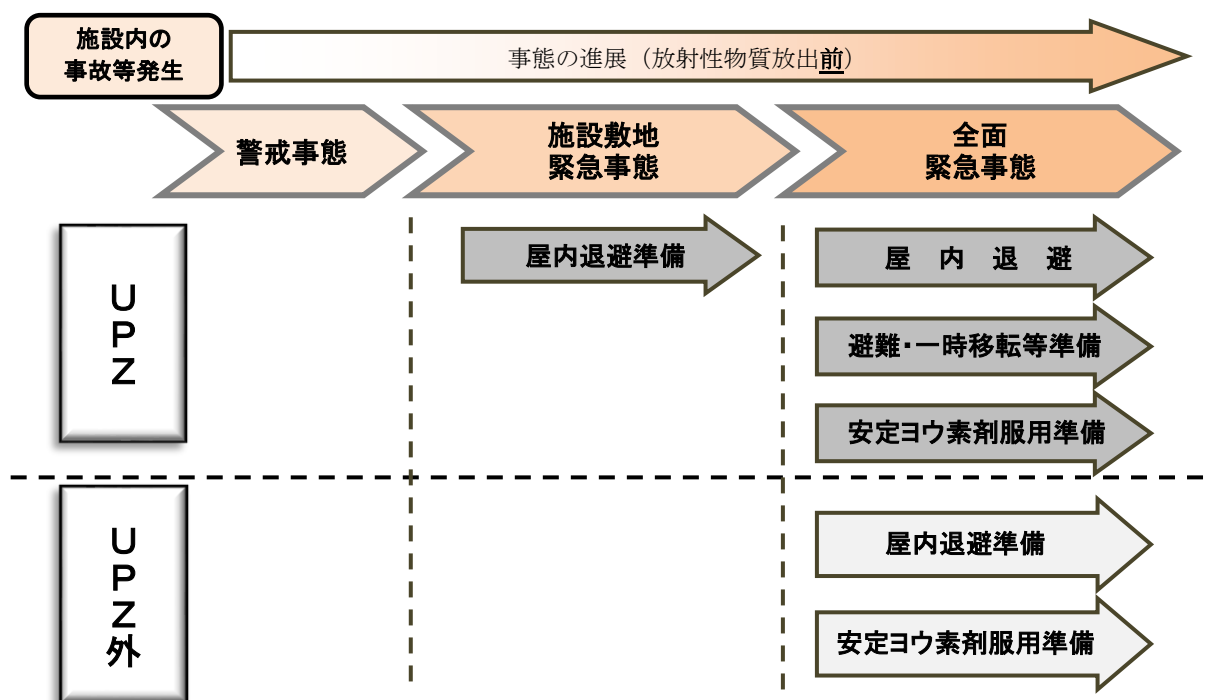
避難等防護措置にかかる指示の内容や発出時期については、原子力災害対策指針に基づき、発電所のEALの基準に応じて、段階的に実施する。

【 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL） 】

緊急事態区分	緊急時活動レベル(例)	主な防護措置
警戒事態	・ <u>石川県志賀町</u> で震度6弱以上の地震が発生 ・ <u>石川県志賀町沿岸を含む津波予報区において、</u> 大津波警報が発令など	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始
施設敷地 緊急事態	・ 原子炉の運転中に全ての給水機能が喪失した場合において、 <u>非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するもの</u> による注水ができない場合など	P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を実施
全面 緊急事態	・ 原子炉の非常停止が必要な場合において、 <u>全ての停止操作により原子炉を停止することができない場合</u> 、又は停止したことを <u>確認</u> することができない場合。	P A Z内の住民避難や、U P Z内及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。放射性物質放出後は、空間放射線量率等に基づく防護措置を実施

* P A Z : 予防的防護措置を準備する区域 (Precautionary Action Zone)
原子力施設からおおむね半径5 k m

【 EALに応じた住民の防護措置フロー 】



など

(5) 放射性物質放出後の防護措置

放射性物質放出後の避難等防護措置にかかる指示の内容や発出時期について、EALによる防護措置に加え、緊急時モニタリングによる測定結果をOILの基準に照らし合わせ、必要な防護措置をする。

【運用上の介入レベル（OIL）防護措置実施の判断基準（放射性物質放出後）】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2) 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2) 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が基準値を超えてから起算しておおむね1日が経過した時点での空間放射線量率（1時間値）が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

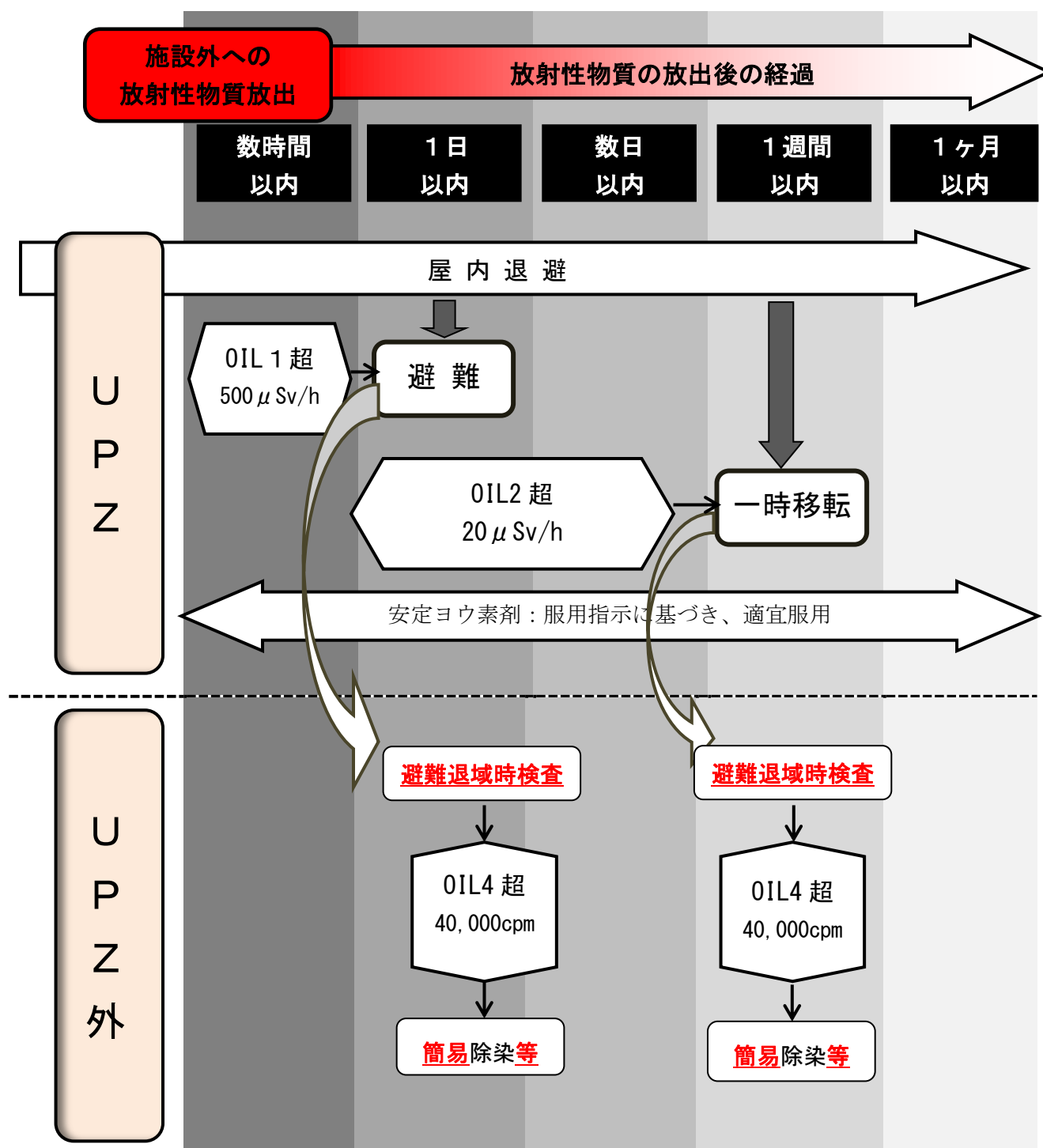
※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

【 O I L に応じた防護措置のフロー 】



※U P Z 外について、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、国から屋内退避の実施の指示が出された場合、屋内退避を実施

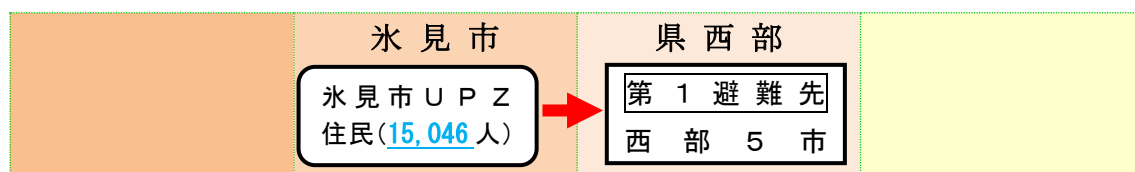
1-5 避難先の考え方

避難先の考え方は、富山県避難計画要綱に基づく。

- 原子力災害のみを想定した場合を基本とし、地震や津波等との複合災害の場合や、より甚大な複合災害を想定するなど、発電所の事故の状況等に応じて臨機応変に対応できるよう、県全体で、複数の避難ルートや避難先を設定する。
- 被災状況の進展に伴い、避難先を順次移動するのではなく、最初の避難先から移動することがないように、避難先を決め避難を行うこととする。
- 住民が無用な被ばくをしないよう安全に避難を行うため、原則、発電所から遠ざかる方向に避難することとする。
- 避難先は、避難人口に対して、受入能力に余裕を持った配分とする。

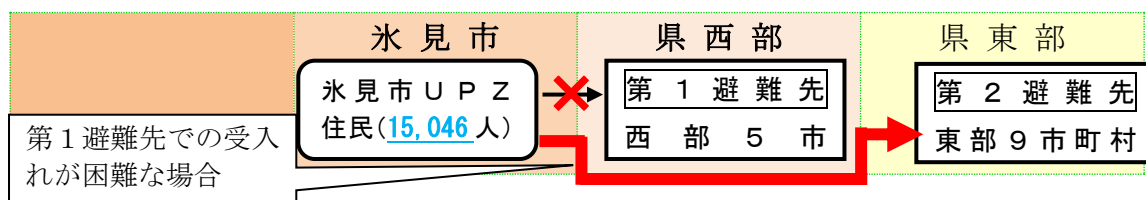
(1) 基本避難1（原子力災害のみの場合）

- 原子力災害のみの場合（基本となる避難）
- **UPZ**（約 30km）外で、本市から近く短時間で避難が可能で、避難者の心身の負担が少ない県西部5市（高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市）へ避難するものとする。
- 各市の受入人数は、原則、各市の人口や避難所の受入可能数等を考慮し、設定する。



(2) 基本避難2（複合災害等の発生時の場合（県内にも被害））

- 地震等の複合災害等で、上記の基本避難1の避難先への道路の一部が通行できない場合や避難所が被災し受け入れできない場合、受入市において屋内退避等の防護措置が必要となったときなどを想定。
- 県西部5市のバックアップとして、富山市以东の9市町村を避難先として設定。
- 災害時には、災害の規模や道路・避難所の被災状況、気象等を考慮し避難先等を決定。



基本避難 1 →
基本避難 2 - - ->

◆基本避難 1（氷見市から県西部）・基本避難 2（氷見市から県東部）

避難地区		UPZ 内人口	基本避難 1		基本避難 2		
			市町村	受入人数	市町村	受入人数	
余川、上余川、寺尾、 懸札、吉懸、一刎、 味川、長坂、平沢、 吉岡、平		1,488	→ 南砺市	1,488	東部9市町村	13,546	
加納、稲積、白川、 戸津宮、大窪		1,639	→ 砺波市	1,639			
大野、泉、中尾、柿谷、 七分一、吉滝、磯辺、 針木、角間、小滝、 国見、胡桃、森寺		2,789	→ 高岡市	6,346			
小窪、田江、早借、 小久米、日詰、日名田、 三尾、久目、触坂		1,706					
新保、上田、中村、 谷屋、論田、熊無		1,851					
小 計		6,346					
阿尾、指崎、北八代、 藪田、小杉、泊、宇波、 脇方、小境、大境、姿、 中田、中波、脇		3,666	→ 射水市	3,666			
床鍋、葛葉、岩瀬、老 谷、見内、棚懸		407	→ 小矢部市	407			
合計（氷見市避難者）		13,546	合計		13,546	合計	13,546

2 避難等防護措置の実施

2-1 緊急事態区分等に応じた防護措置（放射性物質放出前）

発電所の事故の状況を早急かつ正確に収集し、国、県、北陸電力と協議の上、必要に応じて次の体制を段階的に実施することにより、住民に混乱が生じないように配慮する。

なお、事故発生に至る前の段階においても、石川県志賀町で震度5弱又は5強の地震があったと国が認知した場合には、「情報収集事態」として、市及び県に連絡される。

その連絡をもとに、市及び県は、災害の状況等の情報の収集及び連絡体制の確立等必要な体制を整備する。

緊急事態区分に応じた主な防護措置等の対応は、次のとおりとする。

（1）警戒事態

市は、原災法第10条事象に至っていないものの、その可能性のある事故・事象又は「警戒事態」に相当する事故・事象を確認、又は、発生したと県より情報提供を受けた場合は、国、県及び北陸電力と連絡を密にし、事故状況の把握に努める。また、災害警戒本部体制に移行できる態勢をとる。

- 事故の拡大による、災害警戒本部設置体制に備える。
- 広域避難に係る準備、及び避難受入れ自治体との事前調整を実施する。
- 事故等の発生について、住民広報を実施する。

（住民等の行動）

- 住民は外出を控え、今後の情報に注意する。

（2）施設敷地緊急事態

市は、災害警戒本部を立ち上げ、事故の情報収集を行いながら、国、県と今後の対応を協議する。

- 住民に屋内退避の準備を指示する。
- 避難行動要支援者等に、一時集合場所への移動など、早めに避難の準備をするよう広報する。
- 外出者等に対し、屋内退避、避難又は一時移転に備え、帰宅を促す。
- 保育所、小・中・義務教育学校に帰宅準備を連絡し、児童、生徒は、保護者の迎え、又はスクールバス等により帰宅させる。
- 一時集合場所を開設するとともに、一時集合場所での安定ヨウ素剤の配布に備える。
- 緊急時モニタリングを開始する。
- 避難行動要支援者等が避難に必要な車両等の準備を開始する。

(住民等の行動)

- 帰宅した住民は外出を控え、今後の情報に注意する。
- 自家用車等での避難が困難な避難行動要支援者、観光客等は、非常用持ち出し品を準備し、一時集合場所に移動する。

(3) 全面緊急事態

市は、災害対策本部を立ち上げ、UPZ内及び状況に応じてそれ以遠の周辺地区の住民に屋内退避の実施や、O I Lの基準に基づく防護措置の準備を行うよう指示する。

- 緊急時モニタリングの状況、想定される放射性物質の放出量、気象条件等を考慮し、避難の準備を促す。

(住民等の行動)

- 帰宅退避後は、顔や手を洗い、うがいを行う。
- 帰宅した住民、一時集合場所に避難した住民は屋内退避を行い、退避している建物すべての窓やドアを閉め、換気を止めて外気を遮断する。
- 今後の情報に注意し、避難の準備を行う。

2-2 放射性物質の放出後の防護措置

市は、放射性物質が放出された後、国・県の指示等又は独自の判断により、対象地区の住民に対し、O I Lに基づく避難等の緊急事態応急対策の実施を行うよう指示する。

UPZ外においても、UPZ内における対応と同様、緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、国、県の指示等又は独自の判断により、状況に応じて屋内退避や避難、一時移転等の防護措置を指示する。

- 空間放射線量率が、運用上の介入レベル（O I L）を超えた対象地域に避難指示を発令する。
- 避難の際には放射線防護の観点からカッパやマスク等の着用を周知することが必要となる点に留意する。
- 国、県から安定ヨウ素剤の配布、服用の指示があった場合は、一時集合場所において安定ヨウ素剤を配布する。

（住民等の行動）

- 自力で避難が可能な住民
自家用車等により、地域毎に定める一時集合場所（安定ヨウ素剤配布場所）経由し、避難所に向かう。
- 自力で避難できない住民
地域毎に定める一時集合場所に集合し、一時集合場所から県、市が手配するバス等により避難する。または、福祉車両等により、社会福祉施設・病院等へ避難する。

※ 原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合、市は、県の指示を受け、UPZ外の住民に対し、屋内退避を指示する。

（住民等の行動）

- 帰宅退避後は、顔や手を洗い、うがいを行う。
- 帰宅した住民、退避施設に避難した住民等は、退避している建物すべての窓やドアを閉め、換気を止めて外気を遮断する。
- 今後の情報に注意し、避難や一時移転等に備える。

2-3 安定ヨウ素剤の取り扱い

安定ヨウ素剤の取り扱いについては、「安定ヨウ素剤配布・服用に当たって」（原子力規制庁放射線防護企画課）により示されている。

（1）服用対象者

ア 避難や屋内退避指示地区に在住する市民が服用する。（一時滞在者等も含む。）

※ 3歳未満の乳幼児については、ゼリー剤若しくは薬剤師等が粉末剤を用いて液状の安定ヨウ素剤を調製したものを服用する必要がある。

液状の安定ヨウ素剤の配布方法や配布場所については、県と引き続き検討。

イ 服用不適切者（安定ヨウ素剤の成分又はヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある方）、自らの意思で服用しない者には配布しない。

（2）配布場所

地域毎に定める一時集合場所

※ 緊急時に迅速、円滑に配布できるように地域毎に定めた一時集合場所等に、安定ヨウ素剤を備蓄する。

（3）配布の時期及び方法

全面緊急事態に至った後に、原子力規制委員会が必要性を判断したとき、一時集合場所において、受付簿に必要事項を記載し、原則として医師の関与の下で説明資料とともに配布する。

ただし、配布場所において、安定ヨウ素剤の服用のタイミングを考慮すると医師の到着を待つことが適切でない場合など、時間的制約などのため必ずしも医師が関与できない場合には、薬剤師や市職員等が適切な方法で配布する。

配布に関する手順は、次のとおりとする。

ア 市は、防災行政無線等により住民広報を実施し、住民に安定ヨウ素剤の配布を周知する。

イ あらかじめ定めてある一時集合場所に集合する。ただし、配布の方法は、避難パターンにより次のとおり分類する。

【自家用車による避難を行う者】

避難時に、安定ヨウ素剤を備蓄する一時集合場所を経由し、家族の代表者が受け取る。

【バス等を利用する者】

一時集合場所において、一人ひとりに配布する。

ウ 住民は、受付簿に必要事項を記載し、安定ヨウ素剤と説明資料（服用に関する注意事項）を受け取る。

エ 一時集合場所で安定ヨウ素剤を受け取ることができなかった住民等に対しては、避難所、救護所等において、原則、医師又は薬剤師等の立会いの下、安定ヨウ素剤の配布・服用を指示する。

(4) 服用回数 原則 1 回

(5) 服用量

次の表に示す年齢に応じた量とする。

【 安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量 】

対象者	ヨウ素量 (mg) ※ヨウ化カリウム量に 対する相当量	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸
新生児	12.5	16.3	<u>ゼリー剤 (16.3 mg) 1 包</u>
生後 1 カ月以上 3 歳未満	25	32.5	<u>ゼリー剤 (16.3 mg) 2 包</u> または <u>ゼリー剤 (32.5 mg) 1 包</u>
3 歳以上 13 歳未満	38	50	<u>丸剤 (50 mg) 1 丸</u>
13 歳以上	76	100	<u>丸剤 (50 mg) 2 丸</u>

(6) 服用の時期

服用の指示があったとき。

原則として、原子力規制委員会が原子力施設の状況や空間放射線量率等を勘案し、避難や屋内退避と併せた防護措置として、安定ヨウ素剤の服用の必要性を判断する。その服用判断に基づいて、国の原子力災害対策本部、県、市災害対策本部が服用の指示を出す。

ただし、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくを抑えるのみであり、放射性ヨウ素が体内に取り込まれること、それ自体を防ぐことはできないことから、避難や屋内退避等の防護措置と組み合わせて活用する必要がある。

【 安定ヨウ素剤の投与時期と効果 】

安定ヨウ素剤の投与時期	効果
放射性ヨウ素が摂取される前の 24 時間以内又は直後	90%以上の抑制効果
放射性ヨウ素が摂取された後 8 時間以内	40%の抑制効果

※医師の関与ができない場合を想定した行政職員等による対応や、安定ヨウ素剤の事前配布が必要な地域の有無についても引き続き検討。

※安定ヨウ素剤の効率的な配布について、引き続き関係機関と連携し、問診の方法等について検討を進めるものとする。

2-4 避難退域時検査等の対応

避難住民の汚染検査・除染については、避難住民の迅速な避難の実効性を確保しつつ、当該避難による汚染の拡大を防止するよう努める。

市は、今後、避難退域時検査場所の設置や避難退域時検査の実施方法、必要となる人員、資機材等の体制について、県や関係市町村と連携して整備を図るものとする。

3 避難等の対応方針

3-1 UPZ内の区域

本市においてUPZ（緊急防護措置を準備する区域）を、その全部又は一部が含まれる行政区（自治会）とし、具体的には次のとおりとする。

志賀原子力発電所で発生した事故等、有事の際には、国、県等からの指示、若しくは自らの判断により、災害対策基本法及び原災法に基づき、市長は、避難指示を発令する。

UPZ外においても、UPZにおける対応と同様、緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、国、県の指示等又は独自の判断により、状況に応じて屋内退避や避難、一時移転等の防護措置を指示する。

【 行政区別世帯数・人口集計表 】

令和3年4月1日現在

地域名	志賀原発からの方角	志賀原発からの距離(km)	大字	(よみがな)	世帯数	人口(人)
加納	東南	29	加納	(かのう)	131	393
稲積	東南	29	稲積	(いなづみ)	297	903
上庄	東南	30	大野	(おおの)	278	747
		29	泉	(いずみ)	236	720
		30	中尾	(なかお)	14	45
		29	上田	(うわだ)	100	255
		27	柿谷	(かきなや)	144	400
		29	七分一	(しちぶいち)	79	261
		28	中村	(なかむら)	153	428
明和	東南	27	谷屋	(たにや)	137	364
		27	新保	(しんぼ)	63	178
		25	論田	(ろんでん)	119	344
		25	熊無	(くまなし)	106	282
速川	東南	27	小窪	(おくぼ)	30	109
		28	田江	(たえ)	59	147
		29	早借	(はやかし)	104	294
	南南東	28	小久米	(おぐめ)	63	185
		28	日詰	(ひづめ)	33	85
		27	日名田	(ひなた)	86	245
		26	三尾	(みお)	39	77
		27	床鍋	(とこなべ)	25	41

		27	葛葉	(くずば)	8	14
久目	南南東	29	久目	(くめ)	117	281
		29	触坂	(ふれさか)	106	283
		29	棚懸	(たながけ)	44	103
		28	岩瀬	(いわがせ)	68	150
		28	老谷	(おいだに)	12	29
		28	見内	(みうち)	22	70
余川	東南	27	余川	(よかわ)	266	769
碁石	東南	25	上余川	(かみよかわ)	72	187
		23	寺尾	(てらお)	24	45
		22	懸札	(かけふだ)	43	77
		24	吉懸	(よしがけ)	7	10
		24	一刎	(ひとはね)	86	167
		25	味川	(あじかわ)	37	77
八代	東南	27	吉滝	(よしたき)	69	161
		25	磯辺	(いそべ)	50	107
		25	針木	(はり <u>の</u> き)	21	29
		23	国見	(くにみ)	9	12
		23	胡桃	(くるみ)	3	4
	東南東	25	角間	(かくま)	47	72
		23	小滝	(おたき)	21	38
阿尾	東南	30	阿尾	(あお)	345	915
		29	指崎	(さっさき)	72	205
		28	森寺	(もりでら)	68	193
		29	北八代	(きたやしろ)	50	115
藪田	東南	30	藪田	(やぶた)	150	326
		30	小杉	(こすぎ)	75	221
		30	泊	(とまり)	83	187
宇波	東南東	30	宇波	(うなみ)	200	501
		30	脇方	(わきかた)	69	180
		30	小境	(こざかい)	48	143
		30	大境	(おおざかい)	50	139
		28	白川	(しらかわ)	90	220
		27	戸津宮	(とつみや)	57	120
		26	大窪	(おおくぼ)	3	3
女良	東南東	30	姿	(すがた)	69	165
		29	中田	(なかた)	84	193

		29	中波 (なかなみ)	114	275
		30	脇 (わき)	38	101
		27	長坂 (ながさか)	50	100
		27	平沢 (ひらさわ)	17	24
		27	吉岡 (よしおか)	9	21
		26	平 (だいら)	8	11
合計				5,177	13,546

3-2 避難等の対応方法

住民避難の実施に際しては、「2-1 緊急事態区分等に応じた防護措置（放射性物質放出前）」及び「2-2 放射性物質の放出後の防護措置」により、発電所の事故の規模等に応じて、緊急時モニタリングによる測定結果を踏まえ、国、県と協議し、時間的な進展を考慮し、屋内退避、避難等の対象となる区域を定める。

市は、原子力緊急事態において設置される石川県志賀オフサイトセンターにあらかじめ指名した職員を配置し、情報の把握と関係機関との密接な連携を図るものとする。

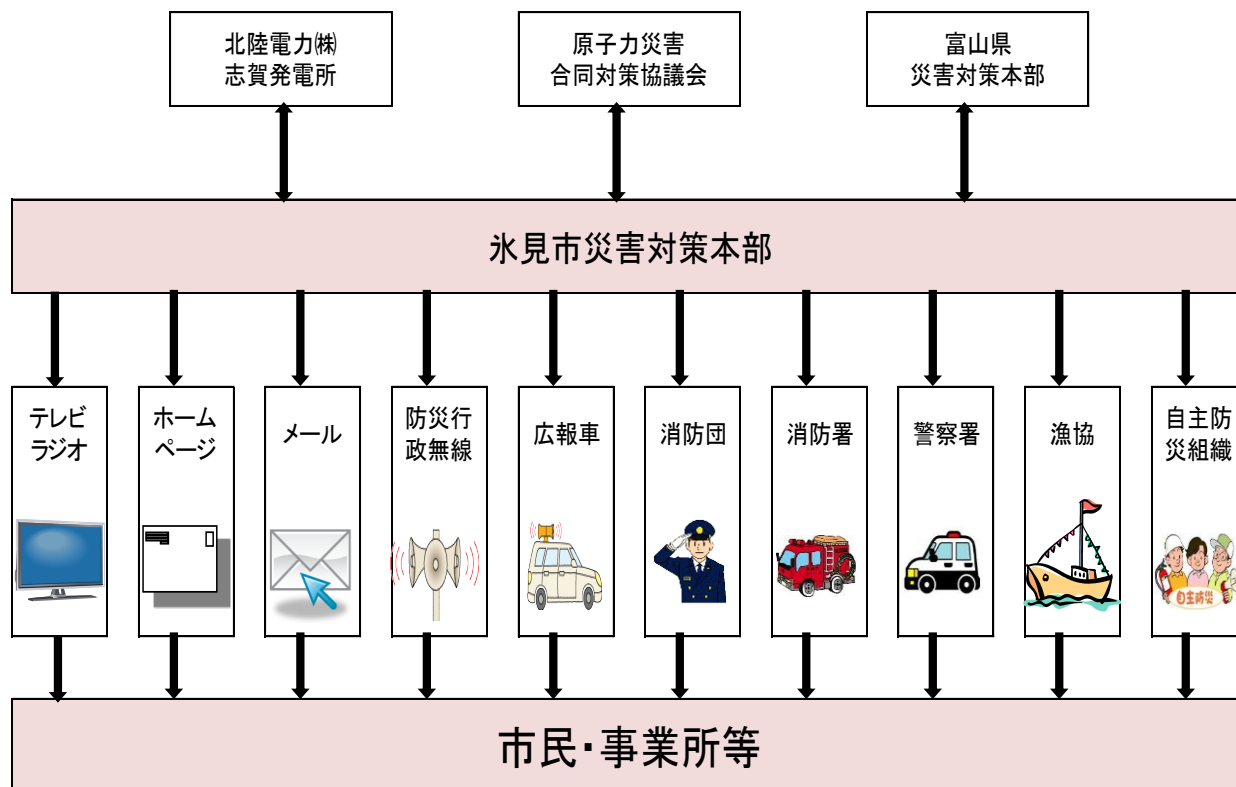
4 避難等に関する情報伝達

市は、発電所からの事故等に関する情報や、国や県からの避難及び避難準備等に関する要請連絡があった場合は、住民広報や関係機関に対する情報連絡を速やかに行う。

4-1 住民等への情報伝達

避難等に関する住民等への情報伝達は、次のとおり複数の伝達手段により実施する。

（広報文例は、資料編の「8-10 広報文例」のとおり。）



(1) 広報内容等

ア 広報の実施時期

市は、災害の状況に応じて、次のようなタイミングで広報を実施する。

- 緊急事態区分等に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等）
- 特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- 事故や災害の状況に大きな変化があった場合
- 放射性物質が放出された場合
- 緊急時モニタリングの結果がまとまった場合
- 屋内退避、避難準備、住民避難等を要請する場合
- その他情報提供が必要な場合（広報の間隔が開いた場合等）

イ 広報事項

市は、次の事項について広報を実施するものとする。

- 事故等（災害及び被害）の状況に関すること。
- 市及び関係機関の対応状況に関すること
- 屋内退避、避難又は一時移転等に関すること
（対象自治区、一時集合場所、避難先、避難ルート、注意事項等）
- 注意事項等

（２）広報文例

市は、災害の状況に応じて、資料編「８－１０ 広報文例」に掲げる文例を参考に広報を行うものとする。

なお、現地での広報車による広報もこの文例に準じるものとする。

４－２ 住民からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関と連携し、必要に応じ、住民からの問い合わせに対応する専用電話を備えた総合的な窓口の設置、人員の配置等を行うための体制の確保に努める。なお、専用電話を備えた総合的な窓口の設置については、防災行政無線等複数の伝達手段により周知する。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、情報の収集、整理、発信を行う。

5 住民の避難体制

市は、国や県から避難や避難準備等に関する情報連絡があり、屋内退避、避難又は一時移転等を発表する場合は、対象地区に対して速やかに住民広報を行い、住民避難等を実施する。

避難は、住民の自家用車での乗り合わせを基本とするが、自家用車等での避難が困難な住民については、市が指定する一時集合場所等からバス等の移動手段による集団避難を実施する。

市は、県と連携して、避難用のバス等の避難手段の確保について事前に対応を整備しておくものとする。

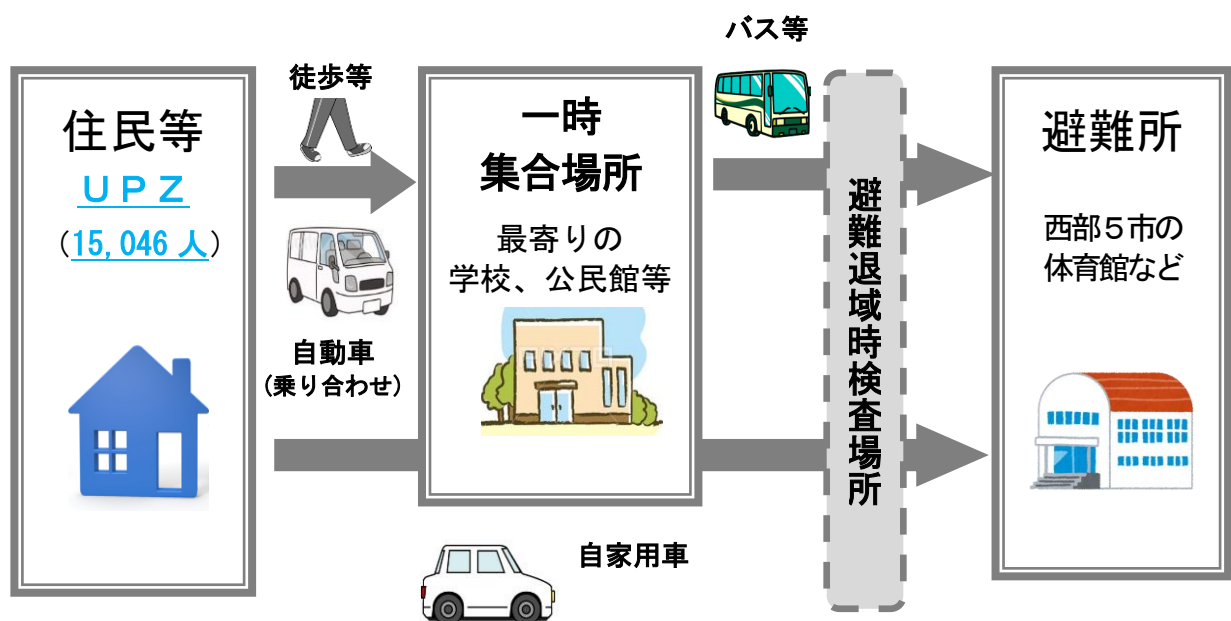
避難準備情報が連絡された段階で自宅へ帰宅し、自宅からの避難を原則とする。ただし、事故の急速な進展等により避難開始までに時間的余裕がない場合や、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所からの避難を行う。

〔一時集合場所指定のポイント〕

- 避難する地区の人口、集合までの時間等を踏まえた避難経路上の施設であること
- 学校や公民館等駐車スペースがあること
- 対象人口等を踏まえ、適切な規模、設備を有していること
- バス等大型車両が付近まで進入可能であること
- 通信連絡手段が確保できること
- コンクリート造が望ましいこと など

住民避難の基本的な流れは、下図のとおりである。

【住民避難のイメージ】



5-1 一時集合場所

発電所の事故を想定した一時集合場所は、当面は、次頁「一時集合場所」に掲げるとおりとする。

また、地域により一時集合場所まで距離があり、集合に時間を要する地域については、一時集合場所に至るまでの経路において別途、集合場所（特定地域集合場所）を設定するものとする。

一時集合場所及び特定地域集合場所については、今後の避難体制を考慮し、随時見直しを行うものとする。ただし、見直した場合は、内容変更部分について、広報等により確実に住民への周知を図るものとする。

また、避難に至る流れの中で、一時集合場所の果たすべき役割は次のとおりとする。

（１）安定ヨウ素剤の配布

住民は、全面緊急事態に至った後、原子力規制委員会が必要性を判断し、県又は市の配布、服用の指示が発令された時点で、一時集合場所において安定ヨウ素剤を受け取るものとする。

（２）屋内退避指示発令等

住民は、家屋の構造や複合災害時の被災状況等により、自宅における屋内退避が困難と判断した場合は、一時集合場所において屋内退避を実施する。

（３）避難指示発令時

自家用車等での避難が困難な住民等は、自宅等から一時集合場所に集合し、県、市の手配するバス等により避難を実施する。

市は、地域毎に定めた一時集合場所について、避難先、避難ルート等と併せて、住民に事前に周知しておくとともに、下記の運営に係る事項について定めるものとする。

- 開設責任者、要員、連絡先、開設手順
- 市災害対策本部との連絡、避難者の把握（名簿作成）、バス乗車の誘導等の事務・体制
- 安定ヨウ素剤の備蓄場所、配布等にかかる留意事項

【 一時集合場所 】

施設名	所在地	面積		構造		行政区
		屋内	屋外	コンクリート造	その他	
灘浦小学校	小境 1420	3,645	11,084	○		中田、中波、脇、小境、大境、姿
旧灘浦小学校	宇波 1194	2,179	3,248	○		宇波、脇方、白川、戸津宮、大窪、五十谷、長坂、平沢、吉岡、平
海峰小学校	阿尾 1015	3,175	6,400	○		阿尾、指崎、北八代、小杉、泊、藪田、森寺、吉滝
余川公民館	余川 1180	870	2,990		○	余川
碁石公民館	上余川 330	1,522	3,460	○		懸札、寺尾、一芻、吉懸、味川、上余川
北部中学校	加納 135	7,731	16,000	○		加納、稲積
八代自治会館	磯辺 14-1	676	2,700		○	磯辺、針木、角間、小滝、国見、胡桃
十二町小学校	万尾 485	2,702	4,166	○		大野、中尾、上田
上庄小学校	泉 338	3,118	8,280	○		泉、柿谷、七分一、中村、谷屋
明和公民館 (旧明和小学校)	谷屋 19	2,395	1,798	○		論田、熊無
西の杜学園	小窪 1379	4,277	7,554	○		新保、小窪、田江
速川公民館 (旧速川小学校)	小久米 93	2,674	5,827	○		三尾、日詰、早借、小久米、日名田、床鍋、葛葉
久目公民館 (旧久目小学校)	触坂 501	2,663	8,088	○		触坂、久目
赤毛コミュニティセンター	赤毛 12-2	1,242	3,919		○	見内、老谷、岩瀬、棚懸

5-2 避難先等

(1) 避難先の整理と周知

避難先の自治体は、「1-5 避難先の考え方」のとおり、当面は、単独災害を想定し県内西部5市（高岡市、射水市、砺波市、南砺市、小矢部市）とする。

市及び県は、地域コミュニティの維持や円滑な避難住民支援を行うため、一定の地域単位で避難ができるよう、避難先自治体の協力を得て、あらかじめ避難先（避難所等）を設定し、避難ルート等と併せて、住民に事前に周知しておく。

(2) バックアップとなる市町村への避難

市及び県は、避難先自治体が被災等によって避難の受け入れが困難な場合は、「1-5 避難先の考え方」のとおり、県東部の自治体（バックアップ市町村）等と避難住民の受け入れを調整する。

【 行政区別避難先施設等 】

令和3年4月1日現在

行政区名（よみがな）	人口（人）	基本避難 1		基本避難 2
		市町村	避難先施設	
余川（よかわ）	7 6 9	南砺市	福野体育館	東部 9 市町村
上余川（かみよかわ）	1 8 7			
寺尾（てらお）	4 5			
懸札（かけふだ）	7 7			
吉懸（よしがけ）	1 0			
一芻（ひとはね）	1 6 7			
味川（あじかわ）	7 7			
長坂（ながさか）	1 0 0			
平沢（ひらさわ）	2 4			
吉岡（よしおか）	2 1			
平（だいら）	1 1			
小計	1, 4 8 8	-	-	
加納（かのう）	3 9 3	砺波市	富山県西部 体育センター	
稲積（いなづみ）	9 0 3			
白川（しらかわ）	2 2 0			
戸津宮（とつみや）	1 2 0			
大窪（おおくぼ）	3			
小計	1, 6 3 9	-	-	
大野（おおの）	7 4 7	高岡市	高岡市立 ふくおか総合 文化センター	
泉（いずみ）	7 2 0			
中尾（なかお）	4 5			
柿谷（かきなや）	4 0 0			
七分一（しちぶいち）	2 6 1			
中村（なかむら）	4 2 8			

行政区名（よみがな）	人口（人）	基本避難 1		基本避難 2
		市町村	避難先施設	
磯辺（いそべ）	1 0 7	高岡市	富山県 産業創造 センター	東部 9 市町村
針木（はりのき）	2 9			
角間（かくま）	7 2			
小滝（おたき）	3 8			
国見（くにみ）	1 2			
胡桃（くるみ）	4			
吉滝（よしたき）	1 6 1			
森寺（もりでら）	1 9 3			
久目（くめ）	2 8 1			
触坂（ふれさか）	2 8 3			
新保（しんぼ）	1 7 8			
小窪（おくぼ）	1 0 9			
田江（たえ）	1 4 7			
早借（はやかし）	2 9 4			
小久米（おぐめ）	1 8 5			
日詰（ひづめ）	8 5			
日名田（ひなた）	2 4 5			
三尾（みお）	7 7			
上田（うわだ）	2 5 5			
谷屋（たにや）	3 6 4			
論田（ろんでん）	3 4 4			
熊無（くまなし）	2 8 2			
小計	6, 3 4 6	—	—	
阿尾（あお）	9 1 5	射水市	小杉高等学校	
指崎（さっさき）	2 0 5		新湊高等学校	
北八代（きたやしろ）	1 1 5			
藪田（やぶた）	3 2 6		小杉総合体育 センター	
小杉（こすぎ）	2 2 1			
泊（とまり）	1 8 7			
宇波（うなみ）	5 0 1			
脇方（わきかた）	1 8 0			
小境（こざかい）	1 4 3			
大境（おおざかい）	1 3 9			
姿（すがた）	1 6 5			
中田（なかた）	1 9 3			
中波（なかなみ）	2 7 5		大門高等学校	
脇（わき）	1 0 1			
小計	3, 6 6 6	—	—	

行政区名（よみがな）	人口（人）	基本避難 1		基本避難 2
		市町村	避難先施設	
床鍋（とこなべ）	4 1	小矢部市	小矢部市 東部公民館	東部 9 市町村
葛葉（くずば）	1 4			
岩瀬（いわがせ）	1 5 0		小矢部市立 東部小学校	
老谷（おいだに）	2 9			
見内（みうち）	7 0			
棚懸（たながけ）	1 0 3			
小計	4 0 7	—	—	—
合計	1 3, 5 4 6			

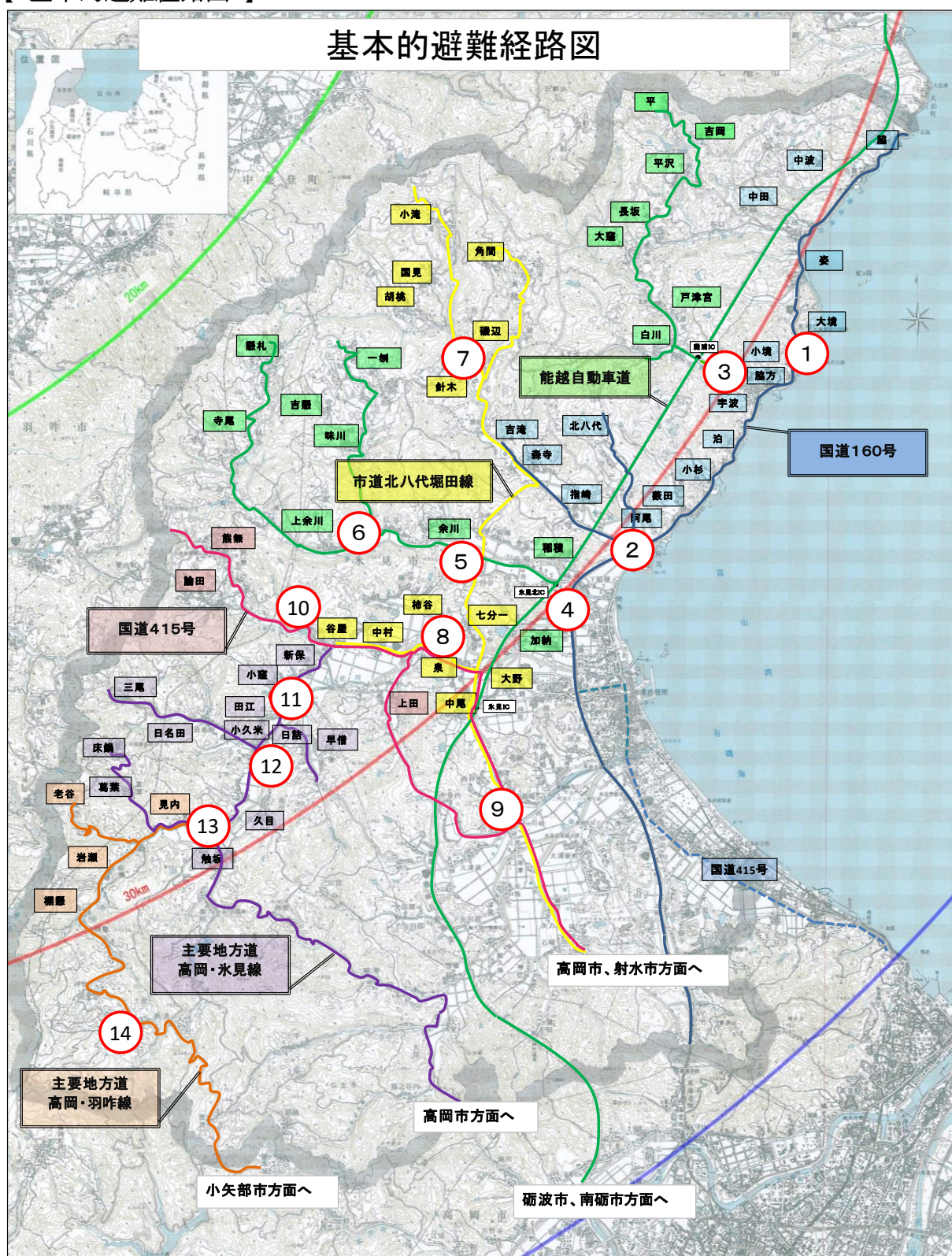
5-3 避難経路

避難経路については、避難の際、自家用車での乗合わせを原則としていることから、氷見市の地理的条件や渋滞緩和等を考慮し、各地区の幹線道路を基本的な避難経路とする。

【 基本避難経路 】

基本ルート	一時集合場所	行政区
国道 160 号	灘浦小学校	中田、中波、脇、小境、大境、姿
	旧灘浦小学校	宇波、脇方
	海峰小学校	阿尾、指崎、北八代、森寺、小杉、泊、藪田、吉滝
能越自動車道	旧灘浦小学校	白川、戸津宮、大窪、五十谷、長坂、平沢、吉岡、平
	余川公民館	余川
	碁石公民館	懸札、寺尾、一刎、吉懸、味川、上余川
	北部中学校	加納、稲積
市道北八代堀田線	八代自治会館	磯辺、針木、角間、小滝、国見、胡桃
	十二町小学校	大野、中尾、上田
	上庄小学校	泉、柿谷、七分一、中村、谷屋
国道 415 号	明和公民館 (旧明和小学校)	論田、熊無
県道高岡・氷見線	西の杜学園	新保、小窪、田江
	速川公民館 (旧速川小学校)	三尾、日詰、早借、小久米、日名田、床鍋、葛葉
	久目公民館 (旧久目小学校)	触坂、久目
県道高岡・羽咋線	赤毛コミュニティ センター	見内、老谷、岩瀬、棚懸

【 基本的避難経路図 】



【 一時集合場所 】

- | | | | |
|----------|----------------|----------|----------|
| ① 灘浦小学校 | ② 海峰小学校 | ③ 旧灘浦小学校 | ④ 北部中学校 |
| ⑤ 余川公民館 | ⑥ 基石公民館 | ⑦ 八代自治会館 | ⑧ 上庄小学校 |
| ⑨ 十二町小学校 | ⑩ 旧明和小学校 | ⑪ 西の杜学園 | ⑫ 旧速川小学校 |
| ⑬ 旧久目小学校 | ⑭ 赤毛コミュニティセンター | | |

5-4 避難退域時検査場所

避難退域時検査場所は、避難所まで移動する経路に設置されるものであり、市は、避難経路上の適地について検討するとともに、今後、実施方法や必要な人員、資機材なども含め、県等と連携して体制の整備を図る。

5-5 避難誘導、確認

避難対象地域の住民の避難誘導、避難完了確認は、次により実施するものとする。

(1) 避難誘導時の警察、消防との連携

市災害対策本部は、避難対象地域の住民に避難指示を出す段階で、氷見警察署と交通規制の場所、規制予定時間、避難対象地域の確認を調整するとともに、氷見消防署に対して、避難対象地域の避難指示等巡回広報を依頼する。

(2) 避難誘導時の消防団、自主防災組織等の連携

市災害対策本部は、避難対象地域の一時集合場所に市職員を配置し、対象地域の消防団員及び自主防災組織と連携し、住民等の避難状況を確認する。

消防団に対して、避難対象地域の避難指示等巡回広報を依頼する。

(3) 自家用車での避難についての対応

市は、平常時から自主防災組織等の避難方法と一時集合場所、避難ルート、避難所について周知を図る。

また、指定する避難所以外に避難した住民は、市災害対策本部に電話又はメールにより滞在先を報告することの周知徹底を図る。

避難指示が発令され、自家用車で直接避難を行う住民は、一時集合場所に立ち寄るよう周知徹底する。

この場合、市は住民に対して、避難で使用する自家用車等の燃料の残量に常に気を配り、避難時において枯渇しないよう啓発を行うものとする。

(4) バス等による避難についての対応

自家用車での避難が困難な住民は、一時集合場所に集合するものとする。

一時集合場所に配置した市職員は、集合した住民の数を市災害本部に報告する。

市災害対策本部は、一時集合場所にバス等を配車し、集合した住民を集団で避難所に移送する。

(5) 避難対象地域の避難実施の確認方法

市職員及び消防団員は協力し、可能な限り戸別訪問を実施し避難の完了を確認する。

(6) 避難報告

市職員及び消防団員は、避難の確認を完了した後、市災害対策本部に「避難完了」を報告する。

【 避難の誘導、確認の概要 】

段階	活動等
準備	市災害対策本部が、避難対象地域の住民に避難指示を出す段階 ① 市災害対策本部は、避難対象地域の一時集合場所に職員を配置。 ② 氷見警察署と交通規制の調整（場所、予定時間、避難対象地域） ③ <u>氷見消防署</u>に避難対象地域の避難指示等巡回広報を依頼 ④ <u>氷見消防署</u>を通じ消防団に避難対象地域の避難指示等巡回広報を依頼
避難指示	① 市災害対策本部は、「４－１ 住民等への情報伝達」に基づき、避難対象地域の住民等に避難を指示する。 ② 市災害対策本部は、関係機関と相互連絡を取り、連携を図る。
一時集合場所	市職員は、対象地域の消防団員及び自主防災組織と連携して次のことを行う。 ① 住民の避難状況の情報を収集し、市災害対策本部へ報告する。 ② 一時集合場所に集合したバス避難等の住民等の氏名・人数を確認する。
避難確認	① 市職員と消防団とが班を編成するなどにより、可能な限り、一戸ずつ戸別訪問し、避難漏れ者がいないか確認する。 ② 一時集合場所に配属された市職員は、避難の確認を完了した後、市災害対策本部に「避難完了」を報告する。 ③ 報告を受けた市災害対策本部は、氷見警察署、<u>氷見消防署</u>、消防団に避難完了報告を行う。
避難退域時 検査場所 避難所	① 避難所への住民避難には市職員が同行する。 ② 同行した市職員は、避難住民の受入が円滑に行われるよう、受入先の関係職員と連携を図るものとする。 ③ 市災害対策本部に被災地住民登録票に基づき、避難所に受け入れられた住民を報告する。

6 要配慮者の避難

市は、高齢者や障害者等のうち、自ら避難することが困難であり、その円滑で迅速な避難等を実施するために、支援を要する避難行動要支援者を把握し、名簿を作成するなど緊急時の対応をあらかじめ整備することとする。

6-1 在宅の要配慮者の避難

在宅の要配慮者については、消防、社会福祉協議会、自主防災組織、地域住民等と連携し、緊急時における避難支援等の体制を整備するとともに、避難に当たっては、必要に応じて福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）等へ避難することとする。



6-2 社会福祉施設入所者及び病院等入院患者の避難

要配慮者のうち、社会福祉施設等の入所者等の防護措置については、避難による病状や体調に与える影響及び放射線量による影響やリスクを考慮し、屋内退避や避難等の防護措置を判断することが必要である。

このため、市及び県は、緊急時を想定し、県内の同様の社会福祉施設等への受入及び福祉車両等による搬送等の協力体制を整備するため、各施設や関係団体、市町村と協議し、受入候補施設や受入予定人数等を想定するなど、具体的な災害協定の締結等に努める。

また、迅速で安全な避難等を行うため、高齢者施設等の災害対策マニュアル等の作成を促進するとともに、原子力防災に関する知識や初動活動等の普及啓発に努める。

(1) 社会福祉施設入所者



社会福祉施設の通所者については、時間的に余裕がない場合を除き、避難準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅からの避難を行う。

（２）病院等入院患者



6－3 児童・生徒等の避難

市は、小・中・義務教育学校が避難区域となる場合、対象となる学校の施設管理者に対して、児童、生徒等の避難等に関する対応の指示を行う。

市は、原則、避難準備情報指示により児童、生徒等を保護者に引き渡すとともに、避難指示に基づき、自宅から避難を行うことを原則とする。

学校等の施設管理者は、災害時に適切に対応できるよう、地域性を反映したマニュアルを策定し、保護者との間で、原子力災害発生時における児童、生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを定めておくものとする。

6－4 外国人の避難

日本語での情報が十分理解できない外国人の避難誘導については、発電所での事故の状況、避難等指示、避難準備情報等の情報が正確に伝わるよう、やさしい日本語や外国語を用いて適切に情報提供を行い、孤立させないように配慮する。

6－5 一時滞在者（観光客等）の避難

（１）市は県等と連携し、観光客等一時滞在者に対して、発電所での事故・トラブルについて、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うものとする。

（２）避難が指示された段階で帰宅等ができない場合は、最寄りの一時集合場所から住民とともにバス等により避難を行うものとする。

7 避難住民の支援体制等

市は、国や県、受入自治体等と連携し、避難先での避難の受け入れや避難住民への支援が十分行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整える。

7-1 避難所及び救護所の開設、運営等

(1) 開設、運営等

住民避難に際しては、避難元である氷見市職員が避難所等へ住民と同行するとともに、受入自治体と避難住民のパイプ役を担う。

避難開始直後からできるだけ早期に、各避難所へ市職員を順次派遣し、受入自治体から市に避難所運営の移管を完了させるものとする。この場合、避難住民、避難元である市職員、ボランティア等による避難所の自主運営体制へ移行する。

住民の不安に應えるため、避難所に住民相談窓口を設置する体制を整える。

避難が長期化すると見込まれる場合、賃貸住宅、仮設住宅へできるだけ早期に移転できるように努める。

(2) 避難物資の確保

避難所への食糧や毛布等避難物資については、市及び県は、国や関係事業者、受入先自治体等に要請し、迅速に確保する。

7-2 避難者への情報提供

避難者への情報提供は、避難行動要支援者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等、被災者のおかれている生活環境、居住環境等に配慮した情報伝達に努めるものとする。

特に、避難所に居る被災者は、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し、配布等の紙媒体やメール等、広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

7-3 健康管理とメンタルヘルス対策

放射線被ばくや放射性物質による汚染に対する心理的不安や避難生活という環境の変化の中で、精神的負担となり、健康に悪影響を及ぼすことも考えられる。また、避難前の生活の中で継続した医師の治療が必要な人や常備薬を日常から服用している市民など、医療機関に入院するほどではないが、継続的な医療が必要な場合もある。

このようなことから、各避難所で避難所担当職員が避難住民の生活確認を行い、医師会の協力を得て、避難所の巡回診療の実施や各医療機関と連携し、医師の診察を受ける環境を整えるものとする。

また、県厚生センターと連携のもと、保健師等を各避難所に派遣し、専門家とも連携しながら、避難者の健康管理やストレスケアに努める。

8 資料編

8-1 志賀原子力発電所における緊急時活動レベル（EAL）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
1 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ^{※1} 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができない場合、若しくは停止したことを確認することができない場合。 2 原子炉冷却材の漏えい^{※1} 原子炉の運転中に保安規定（規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合。 3 原子炉給水機能の喪失^{※1} 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。 4 原子炉除熱機能の一部喪失^{※1} 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。 5 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ^{※1} 非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分間以上継続した場合、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。 6 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失^{※1} 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合。 7 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ^{※1} 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。 8 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（旧基準炉）^{※2} 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない場合、又は当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定できない場合。 9 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ^{※1} 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合。 10 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ^{※1} <u>中央制御室及び中央制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 6 号）第 38 条第 4 項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 10 号）第 37 条第 4 項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</u> 11 所内外通信連絡機能の一部喪失^{※1} 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。 12 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ^{※1} <u>重要区域（命令第 2 条第 2 項第 8 号に規定する重要区域をいう。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがある場合。</u> 13 その他 ・ <u>志賀町</u>において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ・ <u>志賀町沿岸を含む津波予報区</u>において、大津波警報が発令された場合。 ・ オンサイト統括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ・ <u>当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。^{※1}</u> ・ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	
--	--

※ 1：規制法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合（同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第 4 3 条の 3 の 1 1 に規定する使用前検査をいう。）において実用炉規則第 1 6 条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了）した場合に適用する。

※ 2：規制法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合していない場合に適用する。

注：「命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令をいう。

「規制法」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子力の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）をいう。

「実用炉規則」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 5 3 年通商産業省令第 7 7 号）をいう。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
1 敷地境界付近の放射線量の上昇 ① モニタリングポストの1つ又は2つ以上において、$5\mu\text{Sv/h}$以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって$5\mu\text{Sv/h}$以上となっている原因が直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く）。 ② 全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が$5\mu\text{Sv/h}$を下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が$1\mu\text{Sv/h}$以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、$5\mu\text{Sv/h}$以上となった場合。 2 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合$5\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。 3 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出又は放射性物質の放出 管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、$50\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は$5\mu\text{Sv/h}$の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準以上の放射性物質）が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 4 事業所外運搬での放射線量率の上昇又は放射性物質漏えい ① 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、$100\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 ② 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

である場合（L型、I P—1型を除く）。

5 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能^{※1}

原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできない場合。

6 原子炉注水機能喪失のおそれ^{※1}

原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできない場合。

7 格納容器健全性喪失のおそれ^{※1}

原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えた場合。

8 残留熱除去機能の喪失^{※1}

原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系に係る装置及びこれと同等の機能を有する設備（以下「残留熱除去系装置等」という。）により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できない場合。

9 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失^{※1}

全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。

10 直流電源の部分喪失^{※1}

非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分間以上継続した場合。

11 停止中の原子炉冷却機能の喪失^{※1}

原子炉の停止中に原子炉圧力容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。

12 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失^{※1}

使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない場合、又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。

13 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（旧基準炉）^{※2}

使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき。

14 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失^{※1}

中央制御室及び中央制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉

の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。

15 所内外通信連絡機能の全て喪失^{※1}

原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失した場合。

16 火災・溢水による安全機能の一部喪失^{※1}

火災又は溢水が発生し、命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失した場合。

17 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用^{※1}

原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用した場合。

18 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ^{※1}

燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合。

19 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。

20 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ

原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。

※1：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合（同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用炉規則第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了）した場合に適用する。

※2：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。

注：「規則」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則をいう。

「命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令をいう。

「規制法」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）をいう。

「実用炉規則」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）をいう。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
1 敷地境界付近の放射線量の上昇 モニタリングポストの1つにおいて、$5\mu\text{Sv/h}$以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、$5\mu\text{Sv/h}$以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって$5\mu\text{Sv/h}$以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く）。 2 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に <u>$5\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量</u>に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。 3 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出又は放射性物質の異常放出 管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は$500\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質）が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 4 事業所外運搬での放射線<u>量率の異常上昇</u>又は放射性物質の<u>異常漏えい</u> ① 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 ② 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から<u>命令</u>第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（IP型を除く）。 5 <u>全ての原子炉停止操作の失敗</u>^{*1} <u>原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停</u>	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

止することができない場合、又は停止したことを確認することができない場合。

6 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能^{※1}

原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直にできない場合。

7 原子炉注水機能の喪失^{※1}

原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない場合。

8 格納容器圧力の異常上昇^{※1}

原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合。

9 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失^{※1}

原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失した場合。

10 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失^{※1}

全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。

11 全直流電源の5分間以上喪失^{※1}

全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続した場合。

12 炉心損傷の検出^{※1}

炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知した場合。

13 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失^{※1}

原子炉の停止中に原子炉圧力容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。

14 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出^{※1}

使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下した場合、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。

15 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（旧基準炉） ^{※2}

使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。

16 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失^{※1}

中央制御室及び中央制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合、又は原子

炉若しくは使用済み燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。 17 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ^{※1} 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがある場合。 18 住民の避難を開始する必要がある事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。 19 施設内（原子炉外）での臨界事故 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にある場合。	
---	--

※1：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合（同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用炉規則第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了）した場合に適用する。

※2：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。

注：「規則」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則をいう。

「命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令をいう。

「規制法」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）をいう。

「実用炉規則」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）をいう。

8-2 行政区別避難先等一覧

令和3年4月1日現在

地区	人口 (人)	世帯数	原発からの距離	一時 集合場所	基本避難経路	避難先施設名
余 川	769	267	27 km	余川公民館	能越自動車道 ⇒	福野体育館 南砺市寺家 321-1
上余川	187	72	25 km	碁石公民館	主要地方道万尾・脇方線 ⇒ 能越自動車道 ⇒	福野体育館 南砺市寺家 321-1
寺 尾	45	24	23 km	碁石公民館	主要地方道万尾・脇方線 ⇒ 能越自動車道 ⇒	福野体育館 南砺市寺家 321-1
懸 札	77	43	22 km	碁石公民館	主要地方道万尾・脇方線 ⇒ 能越自動車道 ⇒	福野体育館 南砺市寺家 321-1
吉 懸	10	7	24 km	碁石公民館	主要地方道万尾・脇方線 ⇒ 能越自動車道 ⇒	福野体育館 南砺市寺家 321-1
一 芻	167	86	24 km	碁石公民館	主要地方道万尾・脇方線 ⇒ 能越自動車道 ⇒	福野体育館 南砺市寺家 321-1
味 川	77	37	25 km	碁石公民館	主要地方道万尾・脇方線 ⇒ 能越自動車道 ⇒	福野体育館 南砺市寺家 321-1
長 坂	100	50	27 km	旧灘浦小学校	一般県道平・阿尾線 ⇒ 主要地方道万尾・脇方線 ⇒ 能越自動車道 ⇒	福野体育館 南砺市寺家 321-1
平 沢	24	17	27 km	旧灘浦小学校	一般県道平・阿尾線 ⇒ 主要地方道万尾・脇方線 ⇒ 能越自動車道 ⇒	福野体育館 南砺市寺家 321-1
吉 岡	21	9	27 km	旧灘浦小学校	一般県道平・阿尾線 ⇒ 主要地方道万尾・脇方線 ⇒ 能越自動車道 ⇒	福野体育館 南砺市寺家 321-1
平	11	8	26 km	旧灘浦小学校	一般県道平・阿尾線 ⇒ 主要地方道万尾・脇方線 ⇒ 能越自動車道 ⇒	福野体育館 南砺市寺家 321-1
加 納	393	131	29 km	北部中学校	能越自動車道 ⇒	富山県西部 体育センター 砺波市柳瀬 241
稲 積	903	297	29 km	北部中学校	能越自動車道 ⇒	富山県西部 体育センター 砺波市柳瀬 241
白 川	220	90	28 km	旧灘浦小学校	主要地方道万尾・脇方線 ⇒ 能越自動車道 ⇒	富山県西部 体育センター 砺波市柳瀬 241
戸津宮	120	57	27 km	旧灘浦小学校	主要地方道万尾・脇方線 ⇒ 能越自動車道 ⇒	富山県西部 体育センター 砺波市柳瀬 241
大 窪	3	3	26 km	旧灘浦小学校	主要地方道万尾・脇方線 ⇒ 能越自動車道 ⇒	富山県西部 体育センター 砺波市柳瀬 241
小 窪	109	30	27 km	西の杜学園	主要地方道高岡・氷見線 ⇒	竹平記念体育館 高岡市早川 222-1

田 江	147	59	28 km	西の杜学園	主要地方道高岡・氷見線 ⇒	竹平記念体育館 高岡市早川 222-1
早 借	294	104	29 km	速川公民館 (旧速川小学校)	主要地方道高岡・氷見線 ⇒	竹平記念体育館 高岡市早川 222-1
小久米	185	63	28 km	速川公民館 (旧速川小学校)	主要地方道高岡・氷見線 ⇒	竹平記念体育館 高岡市早川 222-1
日 詰	85	32	28 km	速川公民館 (旧速川小学校)	主要地方道高岡・氷見線 ⇒	竹平記念体育館 高岡市早川 222-1
日名田	245	86	27 km	速川公民館 (旧速川小学校)	主要地方道高岡・氷見線 ⇒	竹平記念体育館 高岡市早川 222-1
三 尾	77	39	26 km	速川公民館 (旧速川小学校)	主要地方道高岡・氷見線 ⇒	竹平記念体育館 高岡市早川 222-1
床 鍋	41	25	27 km	速川公民館 (旧速川小学校)	主要地方道高岡・氷見線 ⇒	東部公民館 小矢部市桜町 1284
葛 葉	14	8	27 km	速川公民館 (旧速川小学校)	主要地方道高岡・氷見線 ⇒	東部公民館 小矢部市桜町 1284
久 目	281	117	29 km	久目公民館 (旧久目小学校)	主要地方道高岡・氷見線 ⇒	富山県産業 創造センター 高岡市二塚 322-5
触 坂	283	106	29 km	久目公民館 (旧久目小学校)	主要地方道高岡・氷見線 ⇒	富山県産業 創造センター 高岡市二塚 322-5
新 保	178	63	27 km	西の杜学園	主要地方道高岡・氷見線 ⇒	富山県産業 創造センター 高岡市二塚 322-5
上 田	255	100	29 km	十二町小学校	主要地方道万尾・脇方線 ⇒ 市道北八代堀田線 ⇒	竹平記念体育館 高岡市早川 222-1
大 野	747	278	30 km	十二町小学校	市道北八代堀田線 ⇒ 市道堀 田五十里線 ⇒	ふくおか総合 文化センター 高岡市福岡町大滝44
中 尾	45	14	30 km	十二町小学校	市道北八代堀田線 ⇒ 市道堀 田五十里線 ⇒	ふくおか総合 文化センター 高岡市福岡町大滝44
泉	720	236	29 km	上庄小学校	国道415号 ⇒ 市道北八代堀田 線 ⇒ 市道堀田五十里線 ⇒	ふくおか総合 文化センター 高岡市福岡町大滝44
柿 谷	400	144	27 km	上庄小学校	国道415号 ⇒ 市道北八代堀田 線 ⇒ 市道堀田五十里線 ⇒	ふくおか総合 文化センター 高岡市福岡町大滝44
七分一	261	79	29 km	上庄小学校	国道415号 ⇒ 市道北八代堀田 線 ⇒ 市道堀田五十里線 ⇒	ふくおか総合 文化センター 高岡市福岡町大滝44
中 村	428	153	28 km	上庄小学校	国道415号 ⇒ 市道北八代堀田 線 ⇒ 市道堀田五十里線 ⇒	ふくおか総合 文化センター 高岡市福岡町大滝44
谷 屋	364	137	27 km	上庄小学校	国道415号 ⇒ 市道北八代堀田 線 ⇒	東洋通信スポー ツセンター 高岡市古城 1-8

論 田	344	119	25 km	明和公民館 (旧明和小学校)	国道 415 号 ⇒ 県道万尾・脇方 線 ⇒ 市道北八代堀田線 ⇒	東洋通信スポー ツセンター 高岡市古城 1-8
熊 無	282	106	25 km	明和公民館 (旧明和小学校)	国道 415 号 ⇒ 県道万尾・脇方 線 ⇒ 市道北八代堀田線 ⇒	東洋通信スポー ツセンター 高岡市古城 1-8
磯 辺	107	50	25 km	八代自治会館	主要地方道氷見・田鶴浜線 ⇒ 市道北八代堀田線 ⇒	富山県産業 創造センター 高岡市二塚 322-5
針 木	29	21	25 km	八代自治会館	主要地方道氷見・田鶴浜線 ⇒ 市道北八代堀田線	富山県産業 創造センター 高岡市二塚 322-5
国 見	12	9	23 km	八代自治会館	主要地方道氷見・田鶴浜線 ⇒ 市道北八代堀田線 ⇒	富山県産業 創造センター 高岡市二塚 322-5
胡 桃	4	3	23 km	八代自治会館	主要地方道氷見・田鶴浜線 ⇒ 市道北八代堀田線 ⇒	富山県産業 創造センター 高岡市二塚 322-5
角 間	72	47	25 km	八代自治会館	主要地方道氷見・田鶴浜線 ⇒ 市道北八代堀田線 ⇒	富山県産業 創造センター 高岡市二塚 322-5
小 滝	38	21	23 km	八代自治会館	主要地方道氷見・田鶴浜線 ⇒ 市道北八代堀田線 ⇒	富山県産業 創造センター 高岡市二塚 322-5
阿 尾	915	345	30 km	海峰小学校	国道 160 号 ⇒	小杉高等学校 射水市三ヶ 1520-1
指 崎	205	72	29 km	海峰小学校	国道 160 号 ⇒	小杉高等学校 射水市三ヶ 1520-1
北八代	115	50	29 km	海峰小学校	国道 160 号 ⇒	新湊高等学校 射水市西新湊 21-10
藪 田	326	150	30 km	海峰小学校	国道 160 号 ⇒	新湊高等学校 射水市西新湊 21-10
小 杉	221	75	30 km	海峰小学校	国道 160 号 ⇒	小杉総合体育 センター 射水市戸破 3111
泊	187	83	30 km	海峰小学校	国道 160 号 ⇒	小杉総合体育 センター 射水市戸破 3111
森 寺	193	68	28 km	海峰小学校	国道 160 号 ⇒	富山県産業 創造センター 高岡市二塚 322-5
吉 滝	161	69	27 km	海峰小学校	国道 160 号 ⇒	富山県産業 創造センター 高岡市二塚 322-5

宇 波	501	200	30 km	旧灘浦小学校	国道 160 号 ⇒	小杉総合体育 センター 射水市戸破 3111
脇 方	180	69	30 km	旧灘浦小学校	国道 160 号 ⇒	小杉総合体育 センター 射水市戸破 3111
小 境	143	48	30 km	灘浦小学校	国道 160 号 ⇒	小杉総合体育 センター 射水市戸破 3111
大 境	139	50	30 km	灘浦小学校	国道 160 号 ⇒	小杉総合体育 センター 射水市戸破 3111
姿	165	69	30 km	灘浦小学校	国道 160 号 ⇒	小杉総合体育 センター 射水市戸破 3111
中 田	193	84	29 km	灘浦小学校	国道 160 号 ⇒	大門高等学校 射水市二口 1-2
中 波	275	114	29 km	灘浦小学校	国道 160 号 ⇒	大門高等学校 射水市二口 1-2
脇	101	38	30 km	灘浦小学校	国道 160 号 ⇒	大門高等学校 射水市二口 1-2
棚 懸	103	44	29 km	赤毛 コミュニティセンター	主要地方道高岡・羽咋線 ⇒	小矢部市立 東部小学校 小矢部市西中野 320
岩 瀬	150	68	28 km	赤毛 コミュニティセンター	主要地方道高岡・羽咋線 ⇒	小矢部市立 東部小学校 小矢部市西中野 320
老 谷	29	12	28 km	赤毛 コミュニティセンター	主要地方道高岡・羽咋線 ⇒	小矢部市立 東部小学校 小矢部市西中野 320
見 内	70	22	28 km	赤毛 コミュニティセンター	主要地方道高岡・羽咋線 ⇒	小矢部市立 東部小学校 小矢部市西中野 320

8－3 市立学校

令和3年4月1日現在

UPZ 内は○	学校名	所在地	電話番号	備考
○	灘浦小学校	氷、小境 1420	0766-78-1013	
○	海峰小学校	氷、阿尾 1015	0766-74-8430	
○	上庄小学校	氷、泉 338	0766-72-1251	
○	比美乃江小学校	氷、北大町 13-50	0766-74-8427	
	朝日丘小学校	氷、朝日丘 3-1	0766-74-8422	
	窪小学校	氷、窪 1237	0766-91-1807	
	湖南小学校	氷、飯久保 473	0766-91-1226	
	十二町小学校	氷、万尾 485	0766-91-0921	
	宮田小学校	氷、島尾 258	0766-91-1806	
○	北部中学校	氷、加納 135	0766-74-8417	
	十三中学校	氷、飯久保 1406	0766-91-1238	
	西條中学校	氷、柳田 3223	0766-91-1315	
	南部中学校	氷、朝日丘 3-1	0766-74-8420	
○	西の杜学園	氷、小窪 1379	0766-76-2300 0766-76-2301	

8－4 市内保育所・認定こども園

令和3年4月1日現在

U P Z 内は○	施 設 名	所 在 地	電話番号	備考
○	阿尾保育園	氷、阿尾 263	0766-74-8440	市立
○	上庄保育園	氷、泉 355-1	0766-72-5674	私立
○	速川保育園	氷、小久米 135	0766-76-2501	私立
	十二町保育園	氷、万尾 13-2	0766-91-0754	市立
	新町保育園	氷、中央町 11-31	0766-74-8438	市立
	氷見ひかり保育園	氷、窪 616-1	0766-91-3335	私立
	マヤ保育園	氷、宮田 261	0766-91-1682	私立
	アソカ ナーサリー	氷、鞍川 1303	0766-74-7550	私立
	あさひの丘こども 園	氷、朝日丘 3-10	0766-74-8435	私立
	みどり保育園	氷、飯久保 167	0766-91-1277	私立
	海清保育園	氷、窪 2278- 1	0766-91-1301	私立
	ひみ中央こども舎	氷、栄町 18-8	0766-74-1415	私立
	アソカ幼稚園	氷、鞍川 1296	0766-74-6660	私立

8-5 市内社会福祉施設等

令和3年4月1日現在

UPZ 内は ○	施設名	所在地	電話番号	備 考
○	JA 氷見市いこいの家	氷、谷屋 1633	0766-76-8086	デイサービス
○	エルダーヴィラ氷見	氷、余川 50	0766-72-5000	老人保健施設・デイケア・ショートステイ
○	エルダーデイサービスセンター	氷、阿尾 193	0766-74-7611	デイサービス
○	グループホームひまわり	氷、余川 1153-2	0766-74-1081	グループホーム
○	ケアハウス氷見	氷、藪田 2058	0766-72-8500	軽費老人ホーム
○	ケアホームあお	氷、阿尾 860-1	0766-74-5437	小規模多機能型・グループホーム
○	ケアホームひまわり	氷、大野 1337-3	0766-72-1080	小規模多機能型
○	さっさきテルマエデイサービスセンター	氷、指崎 1700	0766-74-7455	デイサービス
○	つまま園	氷、阿尾 410	0766-72-4165	老人福祉施設・デイサービス・ショートステイほか
○	マザーハウス・ひみ	氷、指崎 1484	0766-74-1112	富山型デイサービス・児童発達支援ほか
○	デイサービスきらく	氷、稲積 254	0766-54-0450	デイサービス
○	デイサービスわかば	氷、稲積 1862	0766-72-1510	富山型デイサービス・児童発達支援ほか
○	速川児童館	氷、小久米 83-5	0766-76-2613	児童厚生施設
○	氷見苑	氷、藪田 2063	0766-72-8900	老人福祉施設、デイサービス・ショートステイ
○	ほのぼの苑	氷、加納 495-1	0766-74-7500	老人福祉施設、デイサービス、ショートステイ
○	花みち	氷 加納 115-1	0766-72-0873	富山型デイサービス・生活介護ほか
○	みんなの家のどか	氷、中村 485-1	0766-73-6321	富山型デイサービス・生活介護・デイケアほか

UPZ 内は ○	施設名	所在地	電話番号	備 考
○	安靖氷見共同作業所	氷、阿尾 95	0766-74-5600	障害福祉サービス・精神 障害者共同作業所ほか
○	山里ふれあい塾	氷 上余川 1180	0766-50-8390	就労継続支援
	bーらいふ・かんぱにー	氷、幸町 32-12	0766-54-0530	就労移行支援・就労継 続支援
	J A氷見市結の里	氷、窪 1908-1	0766-91-8620	デイサービス・富山型 デイサービス
	あおぞらホーム	氷、川尻 271-1	0766-91-2501	小規模多機能型
	朝日山ケアセンター	氷、朝日丘 834-1	0766-74-7501	小規模多機能型
	ありがとうホーム氷見	氷、十二町 135	0766-54-5801	小規模多機能型・グル ープホーム
	アルカディア氷見	氷、鞍川 1878-1	0766-74-7060	老人保健施設・ショ ートステイ・デイケア
	大浦デイサービス笑笑	氷、大浦 10-3	0766-91-9071	デイサービス
	金沢医科大学氷見市 民病院	氷、鞍川 1130	0766-74-1900	デイケア
	健食工房みのり	氷 鞍川 1902-4	0766-72-2311	就労継続支援
	ひびき	氷 島尾 1966	0766-50-8285	就労継続支援
	ゆめボール工房氷見	氷 朝日丘 13-30	0766-54-6021	就労継続支援
	グループホーム 島尾の家	氷、島尾 599	0766-91-8223	グループホーム・認知 症対応デイサービス
	グループホーム 堀田の家	氷、堀田 465-3	0766-91-8720	グループホーム・認知 症対応デイサービス
	ケアハウス万葉の杜	氷、朝日丘 832	0766-74-7400	軽費老人ホーム
	こもれびの里	氷、鞍川 1855	0766-74-3001	知的障害者更生施設、 障害福祉サービス事業所
	こもれびの里 グループホーム、ケアホーム	氷、鞍川 1872-1	0766-74-3001	グループホーム、ケア ホーム

UPZ 内は ○	施設名	所在地	電話番号	備 考
	社会福祉法人 氷見市社会福祉協議会	氷、鞍川 967	0766-74-8401	老人福祉センター、デ イサービス
	すわ苑	氷、柳田 3892-1	0766-91-2627	老人福祉施設・ショ－ トステイ
	そよ風ホーム	氷、窪 2073	0766-91-5100	グループホーム・デイ サービス
	鶴亀荘	氷、柳田 1355-2	0766-91-5533	デイサービス
	デイサービス灯	氷、惣領 1476	0766-91-1815	デイサービス
	デイサービス宙の家	氷、島尾 661-7	0766-92-6203	デイサービス
	なごみの郷	氷、湖光 271-2	0766-72-6753	デイサービス・ショ－トス テイ 有料老人ホーム
	はまなす苑氷見	氷、島尾 791	0766-91-7700	老人福祉施設・デ イ・ビ ス・ショ－トステイほか
	氷見市屋内健康広場	氷、鞍川 1067	0766-74-2255	健康広場
	氷見市児童館	氷、中央町 12-21	0766-74-8063	児童厚生施設
	氷見市社会福祉会館	氷、鞍川 975	0766-74-8407	社会福祉会館
	氷見市障害者福祉セ ンター	氷、幸町 34-13	0766-74-0334	障害福祉サービス事業所・ 生活介護・デ イ・ビ スほか
	氷見市老人休養ホ－ ム寿養荘	氷、鞍川 967	0766-74-8401	老人休養ホーム
	グループホーム宮田 の家	氷、島尾 548-1	0766-73-2270	グループホーム・認知 症対応デ イ・ビ ス
	明善寺デ イ・ビ ス あんのん	氷、堀田 1195-1	0766-92-7008	富山型デ イ・ビ スほか
	ようわ苑・福来喜	氷、堀田 4-1	0766-91-0066	老人保健施設・ショ－ト ステイ・デ イ・ビ ス
	ロシナンテ	氷、朝日本町 23-20	0766-54-6181	自立訓練
	リハ・ハウス来夢	氷、伊勢大町 2-19-20	0766-54-5519	デ イ・ビ ス
	氷見鶴寿苑	氷、鞍川 1902-4	0766-72-2310	老人福祉施設・ショ－ トステイ

UPZ 内は ○	施設名	所在地	電話番号	備 考
	ありがとうホーム 氷見（窪）	氷、窪 2714-1	0766-53-5739	小規模多機能型
	いちえ	氷、島尾 837	0766-91-7701	有料老人ホーム
	ケアホームまどか	氷 栄町 18-12	0766-72-6177	グループホーム
	グループホームすずらん	氷 朝日丘 820	0766-72-0025	グループホーム
	高齢者生活支援施設 ひみサンテ	氷、鞍川 967 番地	0766-74-8400	有料老人ホーム
	リビングいおり	氷、窪 329-1	076-421-2181	サービス付高齢者住宅
	こころね	氷、窪 552-1	0766-54-5568	デイサービス
	和望の里	氷、川尻 271-1		有料老人ホーム
	キッズサポートなな いろ	氷、北大町 15-19	0766-74-0118	デイサービス
	ありがとうホーム 氷見やないだの郷	氷、柳田 1134	0766-91-9300	サービス付高齢者住宅

8-6 市内バス事業者等が保有するバス台数

令和3年4月1日現在

		大型バス (50 人)	中型バス (30 人)	マイクロバス (25 人)	小型バス (14 人)
	事業者	<u>17</u>	<u>4</u>	<u>10</u>	<u>0</u>
	NPOバス	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>11</u>
氷 見 市	スクールバス	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>14</u>	<u>0</u>
	財務課	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2</u>	<u>0</u>
	計	<u>17</u>	<u>5</u>	<u>27</u>	<u>11</u>
	搬送可能人数	<u>850</u>	<u>150</u>	<u>675</u>	<u>154</u>

具体的な輸送計画については、今後、県及び事業者との協議を踏まえ策定予定。
事業者は、市内事業者2社のバス保有台数。

8-7 広報文例

市は、災害の状況に応じて、次の例文を参考に広報を行うものとする。

なお、現地での広報車による広報もこの文例に準じるものとする。

※【 】部分については、災害の状況に応じて必要な広報内容に置き換えるものとする。
(防災行政無線の放送制限時間 2分30秒、緊急速報メール制限文字数170字)

① 「警戒事態」 (太字は防災行政無線、緊急速報メールの文例)

(防災行政無線はチャイム)

こちらは氷見市です。

本日、午前(午後) 時 分、志賀原子力発電所で、「(発電所からの報告に基づき作成)」とする事故が発生しました。

【現在、敷地周辺から放射性物質が外部に漏れたという情報はなく、また、環境放射線を監視しているモニターにも異常は認められません】

【放射線の測定結果では、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません】

市民のみなさんが、特別の行動をとる必要はありませんが、無用な外出は控え、落ち着いて今後の市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

市を訪問中のみなさんは、すみやかに高岡市、射水市、小矢部市方面へ退去をお願いします。

事業所の従業員の皆さんは、帰宅の準備をお願いします。

今後、新たな情報が入り次第、お知らせします。

今後の市の情報に十分注意してください。

(3回繰り返し)

② 「施設敷地緊急事態」 (太字は防災行政無線、緊急速報メールの文例)

(防災行政無線はサイレン吹鳴)

こちらは、氷見市です。

志賀原子力発電所で発生した事故状況についてお知らせします。

「(発電所からの報告に基づき事故状況の概要をアナウンス)」

【が発生しましたが、放射性物質は外部に漏れていません】

【原子力発電所の事故は、まだ、収まっていませんが、現在のところ、施設周辺の放射線量率は、〇マイクロシーベルト／時間を示しています】

今後、屋内退避や避難が必要になることが予想されます。

市民の皆さんは、外出を控え、テレビ、ラジオなどで状況を確認してください。

市を訪問中の皆様は、すみやかに高岡市、射水市、小矢部市方面へ退去をお願いします。

保育所、認定こども園、学校の児童、生徒は、帰宅しますので、保護者の方は自宅での受入れをお願いします。

事業所の従業員の皆さんは、帰宅の準備をお願いします。

自家用車などで避難が困難な方は、近所の方と連絡をとるなど避難の準備を心がけてください。

今後の市の情報に十分注意してください。

(3回繰り返し)

③ 「全面緊急事態」

(太字は防災行政無線、緊急速報メールの文例)

(防災行政無線はサイレン吹鳴)

こちらは、氷見市です。

ただいま、志賀原子力発電所〇号機で事故が発生しています。

現在のところ、【放射性物質は外部に漏れていません】

【施設周辺の放射線量率は、〇マイクロシーベルト／時間を示しています。】

〇〇地区（市民）の皆さんは、自宅へ退避してください。

自宅の窓やドアを閉めて、換気扇、エアコンを止めて外気を遮断してください。

外から帰って来た人は、顔や手を洗い、うがいをしてください

あわてずに避難の準備を始めてください。

テレビ、ラジオなどで状況を確認して、**今後の市の指示に十分注意してください。**

(3回繰り返し)

④ 国の緊急事態宣言発令時の広報

国の緊急事態宣言発令時の広報は、原則として、国本部が作成した広報文に基づいて広報を行うものとし、状況に変化がなくても定期的に広報するものとする。

(太字は防災行政無線、緊急速報メールの文例)

(防災行政無線はサイレン吹鳴)

志賀原子力発電所の事故に関して、〇〇時〇〇分、国が緊急事態宣言を発令しました。

市民の皆さんは、外気を遮断して、引き続き自宅で退避してください。

テレビ、ラジオなどで状況を確認して、今後の市の指示に十分注意してください。

今後は、（およそ〇分毎に）防災行政無線などで事故の状況などをお知らせします。

なお、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

(3回繰り返し)

⑤ O I L 運用上の介入レベル 「避難指示」段階

(太字は防災行政無線、緊急速報メールの文例)

(防災行政無線はサイレン吹鳴)

こちらは氷見市です。

ただいま、志賀原子力発電所で事故が発生しています。

〇〇地区（市民）の皆さんは、非常時持ち出し品を確認し、戸締り・火の始末を行い、あわてずに避難してください。

〇〇地区（市民）の皆さんは、避難の際、安定ヨウ素剤を配布しますので、各地区指定の一時集合場所に立ち寄りください。

バスで避難する方は、指定された一時集合場所に集合してください。

（〇〇地区）以外の皆さんは、屋内退避を続けてください。

テレビ、ラジオなどで状況を確認して、今後のしに指示に十分注意をして、あわてず、落ち着いて行動してください。

(3回繰り返し)

⑥ 交通規制の実施時の広報

(防災行政無線はサイレン吹鳴)

こちらは氷見市です。

志賀原子力発電所の事故に伴い、能越自動車道や一般道路で交通規制を実施しています。

警察の指示により落ち着いて運転してください。

なお、混雑を避けるため、無用な外出や車の運転は、控えてください。

(3回繰り返し)

8-8 屋内退避の指示が出た場合の心得

屋外で通報を受けた場合や家庭内の対応として、個人が利用可能なものによって、口および鼻を保護した場合の微粒子に対する除去効率

	折りたたみ数	除去効率 (%)
男性用木綿ハンカチーフ	16	94.2
男性用木綿ハンカチーフ	8	88.9
けばの長い浴用タオル	2	85.1
ぬれた女性用木綿ハンカチーフ	4	63.0

出典：公益財団法人 原子力安全技術センター「原子力防災ポケットブック」

屋内退避の対策



屋内退避を実施した場合の効果

木造建屋

- 放射性ヨウ素による甲状腺が受ける線量は4分の1から10分の1になる
- 外部被ばくに対して約10%低減される



コンクリート建物

- 放射性ヨウ素による甲状腺が受ける線量は、20分の1から70分の1になる
- 外部被ばくに対して約80%以上低減される



出典：公益財団法人 原子力安全技術センター「原子力防災ポケットブック」

8-9 非常時持ち出し品チェックリスト

非常時持ち出し品は、自然災害時とほとんど同じであるが、原子力災害時には、放射性物質の付着や身体への吸入を低減させる効果があるマスクや雨ガッパの準備を心がける。

- | | |
|---------------------------------------|--|
| ☐ 現金（小銭も多少準備） | ☐ 預金通帳 |
| ☐ 印鑑 | ☐ 運転免許証 |
| ☐ 健康保険証 | ☐ 携帯電話 |
| ☐ 携帯電話充電器 | ☐ 携帯用ラジオ |
| ☐ 懐中電灯 | ☐ 予備電池（ラジオ・懐中電灯用） |
| ☐ マスク | ☐ 雨ガッパ（防寒具・帽子・雨具） |
| ☐ 着替え | ☐ タオル（大・小） |
| ☐ ハンカチ・ティッシュ | ☐ 生理用品・おむつ |
| ☐ 非常食（おやつ）・飲料水 | ☐ 乳児用ミルク |
| ☐ 薬（常備薬） | ☐ 筆記用具 |